

天龍村地域おこし協力隊募集要項

天龍村は、長野県の最南端に位置し、ほぼ中央を天竜川が北から南に流れ、兩岸の急傾斜地に小集落が点在する典型的な中山間地域です。

「信州（長野県）に春を告げる村」と呼ばれる天龍村は、県内では比較的温暖な気候で、豊かな自然環境に恵まれた村です。

また、村には歴史ある伝統文化や、「ていざなす」「十久保南蛮」などの伝統野菜があります。

しかし、人口減少と少子高齢化が進み、県内で最も高齢化率が高く、地区活動、伝統文化の伝承など、地域の担い手不足が大きな課題となっております。

今回都市部の意欲ある若者の新たな発想・力による村の活性化を図るため「地域おこし協力隊員」を次のとおり募集します。

○村の人口 983 人 世帯数 580 世帯 （令和 7 年（2025 年）7 月 31 日現在）

○現在 4 名の隊員が活動しています。詳しくは「ありが隊新聞」をご覧ください。

(<http://www.vill-tenryu.jp/notice/administrative/work/tiikiokosi/membermagazine/arigatainewspaper/>)



村の面積の約 93%は山林で、南北に天竜川が流れています

1 募集人員 若干名

2 募集要件

- ① 委嘱日現在において 20 歳以上の方
- ② 現在、三大都市圏をはじめとする都市地域等に在住しており、天龍村に居住し住民票を異動できる方※「都市地域等」は以下（右）のサイトで確認できます
https://www.soumu.go.jp/main_content/000862222.pdf →
- ③ 普通自動車運転免許を取得している方（AT 限定免許可）
- ④ 過疎地域の活性化に意欲があり、地域になじむ意思のある方
- ⑤ パソコン・スマートフォン（LINE・SNS 等）が使える方
- ⑥ 心身共に健康で誠実に職務を行うことができる方



3 採用後の活動内容

① 農業を中心とした地域活性化

村内の遊休地を活用し、村 100%出資の天龍農林業公社にて、野菜等の栽培を行う次世代の若者等を募集します。現在、ピーマンやパプリカ、ネギなどの野菜の他、天龍村の伝統野菜「ていざなす」「十久保南蛮」などの栽培を行っています。農業の経験がなくてもOK！ 特に夏の暑い時期の作業は大変ですが、3年後でも引き続き同社で働きながら、次世代の中心メンバーとして活躍していただくことを期待します。

現在、公社所属の協力隊員は1名です。

※①のミッションについては、協力隊報酬に加え、農林業公社からも成果報酬が加算されることがあります。



伝統野菜「ていざなす」と村の特産品「ゆず」

【参考】作付け予定の野菜暦

農林業公社の1年(野菜)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ピーマン	圃場準備・定植		収穫開始	圃場管理			収穫終了					
パプリカ	圃場準備・定植			収穫開始	圃場管理				収穫終了			
ズッキーニ	圃場準備・定植	定植・収穫	圃場管理		圃場管理	定植・収穫						
サニーレタス	収穫						育苗	秋定植	圃場管理	収穫	収穫	春定植
長ネギ	育苗管理・定植	定植			圃場管理			収穫				
ていざなす	圃場準備	定植		収穫開始	圃場管理		収穫終了					
唐辛子	播種	育苗管理	定植				収穫					

※このほか水稲栽培、南天・柚子の管理(収穫・剪定)

②農林業を守る野生鳥獣対策

天龍村は、山間に集落が点在する中山間地域で、人々の暮らしが自然と密接につながった村です。その豊かな自然環境のなかで、ニホンザル、イノシシ、シカなどの野生鳥獣が人里近くまで姿を現すこともあり、農作物を荒らすなど、生活や農業に影響を及ぼしています。

こうした野生鳥獣による被害に対応するため、地元猟友会の皆さんが捕獲活動やパトロールを行っています。しかし、近年では猟友会員の高齢化や担い手の減少により、今後の体制の維持が大きな課題となっています。

そこで村では、地域の野生鳥獣対策に関心を持ち、活動していただける協力隊員を募集します。主な活動内容は、野生鳥獣被害の対応・捕獲、地域の見回りなどです。

天龍村の豊かな自然に興味がある方、狩猟に関心のある方、野生鳥獣の利活用(ジビエなど)に興味がある方など、ぜひご検討ください。

※野生鳥獣捕獲活動には、わな猟(くくりわな、箱わな)・第一種銃猟(猟銃)・第二種銃猟(空気銃)・網猟(網)の狩猟免許の取得・資格者講習会の受講が必要です。

※狩猟免許の取得には、村からの補助制度があります。

※協力隊報酬以外にも、捕獲実績に応じ有害獣駆除補助金の支給があります。



③空き家の利活用・リノベーション・場づくり

天龍村でもいわゆる「空き家」が他の地域同様に問題となっています。近年、村で運営している空き家バンクには売り手(貸し手)、買い手(借り手)とも問い合わせが増えております。現在、当地域を所管する飯伊不動産組合にも協力いただきながら空き家の鑑定や取次などを行ってはいるものの、専門的な不動産の知識や建築の知識がないため、出てきた物件をホームページ等で掲載し相手を待つ状況が続いています。

一方で村では関係人口や交流人口の事業を積極的に展開していますが、こうした都市部等のみなさんが集える「たまり場」がない状況です。定住が難しくとも、関係人口・交流人口と呼ばれる方々が村で活躍いただくことで地域活性化につながっているなかで、より気軽に、「通える田舎」「行きつけの田舎」として通うための「場づくり」の必要性を感じています。

空き家バンクの物件の中には比較的面積の大きい物件などもある一方で、皆が集う「場づくり」を検討するなかで、運営者をはじめ、場づくりのノウハウもないことから、人の集える場づくりを行ってみたい方を募集します。

現状、村が所有する物件はありません（個人が所有する空き家バンクの物件はあります）が、遊休公共施設や空き家等を活動の中で探しながら、3年かけてこうした場を作り、ゲストハウスなどの運営を行っていただければと思います。

また、専門的な知識をお持ちで、リノベーションによる空き家の価値向上などに興味がある方もご自身の経験を活かし、施策の提言等していただき、かつご自身で実行してみたいことがある方も是非ご検討ください。

※役場職員には宅建や土地家屋調査士などの資格を持つ人材がいません。実際に皆さんのキャリアを活かしながら、空き家対策に取り組み、空き家対策への政策の提言や、指導的助言を通じた地域貢献をいただければ嬉しいです。

※これまで空き家利活用分野で村が協力隊を採用した実績はありません。

※必ずしも政策が100%実現可能となるわけではありません。

※応募に際し、空き家に関する資格等を有しているかは問いません。

※3年後のビジョンは応募の前の相談の段階で一緒に検討したいと考えております。

④村の観光振興

四季折々の美しく変わる自然・風景、和知野川キャンプ場やおきよめの湯など、天龍村にあるたくさんの魅力をWEBやSNS等で情報発信を行っていただきます。村の観光協会と連携した観光案内やイベントの企画運営など地域の観光振興に関心がある方や企画運営のノウハウを活かせる方を募集します。

⑤その他の活動

天龍村は人口減少に伴いマンパワーが不足しています。

都市部の若い視点から、村の課題とマッチングする様々な活動を提案し、実践いただける方を募集します。

※応募に際し、村の課題と思われることと、自身が提案できる活動を整理してお示しいただければと思います。

4 募集期間及び応募方法

- (1) 募集期間 令和7年(2025年)9月1日(水)から
令和7年(2025年)9月26日(金)(必着)まで
- (2) 応募方法 下記①～③の書類を持参もしくは郵送してください。
- ① 応募用紙
 - ② 履歴書(写真付きのもの)
 - ③ 「志望の動機・自己PR」を1,000字程度で作文したもの(書式自由)

《持参・郵送先》

〒399-1201 長野県下伊那郡天龍村平岡 878 番地

天龍村役場 地域振興課 移住定住推進係 あて

5 選考方法

- ① 一次選考 書類選考ののち、10月中旬を目途に応募者全員に文書で通知します。
- ② 二次選考 一次選考に合格した方は、10月中旬～10月下旬頃天龍村役場にて面接選考があります。

- ・日程等詳細につきましては一次選考結果を通知する際にお知らせします。
- ・二次選考の面接に要する交通費等は応募者の負担とします。
- ・二次選考の面接日前後いずれかの日に宿泊を要する場合は村が手配します。
- ・最終選考結果は、面接後2週間以内に文書にて通知します。

6 委嘱予定日 令和7年(2025年)11月1日

※委嘱日はこの限りではなく、相談のうえ決定できます。

7 活動条件

活動場所	天龍村一円.
活動内容	3 採用後の活動内容のとおり
報酬・手当	1年目：月額報酬 210,100 円 6月と12月に期末手当あり 2,3年目：月額報酬 234,800 円 6月と12月に期末手当あり ※中学生以下の子どもを扶養している場合は1人あたり10,000円/月を加算した額を月額報酬として支給します。 ※期末手当の支給率は人事院勧告により変動します。 ※活動内容①は別に農林業公社より成果報酬あり(予定)。
福利・厚生	雇用保険・健康保険・厚生年金保険に加入(個人負担額あり) 年次有給休暇：採用半年後に10日付与 ※2年目11日、3年目12日付与 (希望者のみ)パソコン・生活家電貸与
活動形態	週5日間 8:30～17:15(土日祝日への振替あり) 実働時間 7時間30分・休憩75分
委嘱期間	委嘱された日から1年間(最長3年間)

	ただし初回契約の満了日は 2025 年 3 月 31 日
住 居	住宅を貸与します (敷金は自己負担、1 年目のみ家賃全額補助) 生活家電について、希望に応じ村が貸与します
活動支援	活動経費は必要に応じて予算の範囲内で村が負担します。 活動では公用車（共用）を使用させていただきます。 <u>※生活するうえで（私用の買い物等）の移動等を鑑み、自家用車やバイクの持ち込みをお勧めします。</u>
定住支援	委嘱期間後の定住に向けて各種支援をします(各種補助・助成制度あり)。

8 村では事前の村内案内を随時承っております

活動内容について知りたい、天龍村がどんなところか知りたい、現役隊員の話を知りたい、など活動前に地域やその内容や現状についての相談や村の見学は随時行っております。担当から直接ご説明させていただきます。

※応募する前に天龍村に来村歴のない方は、事前の見学をおすすめします。お気軽にお問い合わせくださいませ！

【お問い合わせ先】

〒399-1201

長野県下伊那郡天龍村平岡 878 番地

天龍村役場 地域振興課 移住定住推進係 担当；宮澤・佐々木

電話 0260-32-1023（直通） FAX 0260-32-2525

電子メール suishin@vill.tenryu.lg.jp

天龍村 HP <http://www.vill-tenryu.jp/>